

【別紙】 昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件）の一部を改正する件 新旧対照表

○ 昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件）（抄）

改 正 案	現 行
一 当該農薬が次の要件のいずれかを満たす場合は、農薬取締法（以下「法」という。）第三条第一項第四号（同法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）に掲げる場合に該当するものとする。 イ 法第二条第二項第三号（法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農作物（樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。）の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等又はその加工品の飲食品が食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づく規格（当該農薬の成分に係る同項の規定に基づく規格が定められていない場合には、当該種類の農薬の毒性及び残留性に関する試験成績に基づき環境大臣が定める基準。ロ並びに次号ロ及びハにおいて同じ。）に適合しないものとなること。 ロ 法第二条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い家畜の飼料の用に供される農作物等を対象として当該農薬を使用した場合	一 当該農薬が次の要件のいずれかを満たす場合は、農薬取締法（以下「法」という。）第三条第一項第四号（同法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）に掲げる場合に該当するものとする。 イ 法第二条第二項第三号（法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農作物（樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。）の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等又はその加工品の飲食品が食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づく規格（当該農薬の成分に係る同項の規定に基づく規格が定められていない場合には、当該種類の農薬の毒性及び残留性に関する試験成績に基づき環境大臣が定める基準。次号ロにおいて同じ。）に適合しないものとなること。 ロ 当該農薬の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下「成分物質等」という。）が家畜の体内に蓄積

に、その使用に係る農作物等に当該農薬の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下「成分物質等」

（食品衛生法第十一条第三項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質を除く。以下同じ。）という。）が残留する農薬（その残留量がきわめて微量であること、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により有害でないと認められるものを除く。）であつて、当該農作物等を給与した家畜から生産される畜産物（家畜の肉、乳その他の食用に供される生産物をいう。以下同じ。）に当該農薬の成分物質等が残留することとなるもの（当該畜産物が食品衛生法第十一条第一項の規定に基づく規格に適合するもの及び同条第三項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を超えないものを除く。）であること。

二 当該農薬が次の要件のいずれかを満たす場合は、法第三条第一項第五号（法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）に掲げる場合に該当するものとする。

イ 当該農薬の成分物質等が土壤中において二分の一に減少する期間がほ場試験において百八十日未満である農薬以外の農薬であつて、法第二条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農地において通常栽培される農作物が当該農地の土壤の当該農薬の使用に係る汚染により汚染されることとなるもの（食品衛生法第十一条第三項の規定に基づき人の

される性質を有し、かつ、法第二条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い家畜の飼料の用に供される農作物等を対象として当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農作物等に当該農薬の成分物質等が残留することとなること（その残留量がきわめて微量であること、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により有害でないと認められる場合を除く。）。

二 当該農薬が次の要件のいずれかを満たす場合は、法第三条第一項第五号（法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）に掲げる場合に該当するものとする。

イ 当該農薬の成分物質等（食品衛生法第十一条第三項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質を除く。ロにおいて同じ。）が土壤中において二分の一に減少する期間がほ場試験において百八十日未満である農薬以外の農薬であつて、法第二条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用した場合に、その使用に係る

健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を超えないものを除く。）であること。

ロ（略）

ハ 当該農薬の成分物質等が土壤中において二分の一に減少する期間がほ場試験において百八十日未満であり、かつ、法第二条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農地においてその使用後一年以内に通常栽培される家畜の飼料の用に供される農作物に当該農薬の成分物質等が残留する農薬（その残留量がきわめて微量であること、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により有害でないと認められるものを除く。）であつて、当該農作物等を給与した家畜から生産される畜産物に当該農薬の成分物質等が残留することとなるもの（当該畜産物が食品衛生法第十一条第一項の規定に基づく規格に適合するもの及び同条第三項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を超えないものを除く。）であること。

三・四（略）

農地において通常栽培される農作物が当該農地の土壤の当該農薬の使用に係る汚染により汚染されることとなるもの（食品衛生法第十条第三項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を超えないものを除く。）であること。

ロ（略）

ハ 当該農薬の成分物質等が土壤中において二分の一に減少する期間がほ場試験において百八十日未満であり、かつ、家畜の体内に蓄積される性質を有する農薬であつて、法第二条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農地においてその使用後一年以内に通常栽培される家畜の飼料の用に供される農作物に当該農薬の成分物質等が残留することとなるもの（その残留量がきわめて微量であること、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により有害でないと認められるものを除く。）であること。

三・四（略）